名古屋市再犯防止推進計画

~一人ひとりに寄り添う立ち直り支援~

令和4(2022)年度~令和9(2027)年度

名古屋市

目次

第	1章	計画の	既要																											
1	計画	策定の	背景		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	基本	的な考	え方		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	計画の	目的	• •	•	•	•	•	• •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)	基本方	計・		•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)	犯罪被	害者等	等の)، ا	情	<u>\</u> (の世	记点	夏		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(4)	計画の	位置值	付け	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(5)	計画期	間・		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(6)	SDG	s ØŦ	里念	を	踏	ま	え	⁻ ≣	10	画の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(7)	定義・			•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	2章	再犯防.	止を耳	取り	巻	</td <td>伏</td> <td>況</td> <td></td>	伏	況																						
1	再犯	この概況	等																											
	(1)	再犯者	数と	再犯	渚	率	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(2)	再犯者	の罪律	名等	-	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	(3)	出所受	刊者(カ2	年	以	为 _i	再	入ዻ	区()	り状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	(4)	被疑事	件に作	系る	刑	事	処	分分	の状	犬沙	卍•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
2	名さ	屋市再	犯防」	上推	進	Ŧ	デ	ル	事業	ĚØ	の取	組	l																	
	(1)	事業の	既要		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	(2)	事業の	或果		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	(3)	今後の	取組(こつ	いい	$\overline{}$	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
第	3章	重点課	題と見	具体	的	施	策(のE	展開	目																				
1	重点	課題と	目標		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
2	具体	k的施策(の展	荆																										
	重点	課題1	玉	• 県	Į •	民	間。	٢	り達	担	隽に	よ	る	—	貫	U	た	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	重点	課題2	住	居・	就	労	のł	確化	呆	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	重点	課題3	福祉	业•	保	健l	<u>矢</u>	寮!	ナー	- t	 ニス	等	の	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	重点	課題4	少组	ŧσ	非	行	防.	止	• 7	7.	5直	り	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	重点	課題5	民	間協	力	者	か	活動	助仍	建	焦、	広	報	•	啓	発	活	動	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
第	4章	計画の	推進																											
1		生体制・																												
2	評価	指標・	• •	• •	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
3	進掛	管理及	び評値	面の)考	え	方	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
資	料集																													
• ;	名古屋	市再犯	防止排	隹進	会	議	開	催	更組	岡 ·	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
• ;	名古屋	市再犯	防止排	隹進	庁	内	連	俗	会請	義記	公置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
•	用語解	解説・・			•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国内の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年にピークを迎えて以降年々減少し、令和2(2020)年には約61万4千件と、戦後最少を更新しました。一方で、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は約半数となっており、犯罪や非行の繰り返しをいかに防ぐかが、犯罪のない安心・安全な社会づくりに向けた大きな課題となっています。

平成28(2016)年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、都道府県及び市町村に対し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策を展開する責務と、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が課されました。

犯罪をした人等が罪を償ってやり直すには多くの課題や困難が伴い、様々な支援が必要になります。本市でも、こうした人を支える存在として、更生保護に携わる民間事業者、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などの民間ボランティアが多様な支援活動に尽力されています。

本計画は、これらの関係者による取組をより一層推進するとともに、犯罪をした人等に寄り添い、本市が実施する様々な支援策につなげることにより、その人らしい価値ある生き方を取り戻し、人生の再スタートができるようサポートするものです。

犯罪をした人等は、複合的な課題や生きづらさを抱えながらも周囲に信頼できる相談相手がいないことや、自らSOSを出せないことが少なくありません。こうした人たちが地域で犯罪をすることなく暮らしていくには、暮らしの基盤を整え、安定した生活環境を確保するとともに、一人ひとりに寄り添い、孤立させないことが大切です。

本市では、住まいや仕事、福祉・保健医療、青少年の支援や教育等の各分野における行政サービスの十分な活用を図るとともに、犯罪をした人等の孤立を防ぎ、地域における息の長い支援ができるよう取り組みます。

そのためには、特定の支援者のみによる一本の太いつながりではなく、多くの支援者が連携・協働し、それぞれの役割を発揮すること、そしてたとえ細いつながりであっても、ゆるやかな見守りや支え合いの中で、犯罪をした人等が自らの居場所や生きる意味を取り戻し、地域社会で暮らしていけるよう支援することが求められます。

本計画の策定を通じ、再犯の防止等に関する施策の関係部門や民間団体等のさらなる連携の推進を図ることで、司法と本市行政の各分野における切れ目のない支援体制づくりを進め、誰もが犯罪の被害者や加害者になることのない安心・安全な社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

(1)計画の目的

犯罪をした人等を地域社会の一員として包摂し、その立ち直りを支援することで、 誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を 実現することを目的として、本計画を策定します。

(2)基本方針

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、本市の基本方針は以下のとおりとします。

- ■関係機関や民間団体等との緊密な連携・協働を確保し、再犯の防止等に関する施 策を総合的に推進し、犯罪をした人等自身のニーズを中心として立ち直りを支援 するネットワークの構築を目指します。
- ■犯罪をした人等が、地域社会での生活に必要な支援を切れ目なく受けることができるようにします。
- ■犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解した上で自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえつつ、生活上の様々な困難や課題を抱える犯罪をした人等が、再犯をしなくてすむ環境の整備に取り組みます。
- ■再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- ■犯罪をした人等を地域社会の一員として受け入れ、その立ち直りを応援する社会 的機運を醸成するため、広く市民の理解と協力を得ることができるよう取り組み ます。

(3)犯罪被害者等の心情への配慮

犯罪をした人等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪行為によって傷つけられ、 今も精神的苦痛や不安を強いられている犯罪被害者等の存在を十分に認識し、その心 情に配慮するとともに、犯罪被害に遭う人をなくすという視点を持って取り組みます。

(4)計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として て策定します。また、本市総合計画に基づき、なごや人権施策基本方針及び名古屋市 地域福祉計画などの個別計画等との調和を図り、連携した取組を進めます。

(5)計画期間

国の次期再犯防止推進計画が令和5(2023)年度~令和9(2027)年度ま

での5年間であることが見込まれることを踏まえ、本計画は令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6ヶ年とします。なお、計画策定から3年後を目途に中間評価を行い、再犯防止を取り巻く最新の状況等を踏まえた見直しを行います。

(6) SDGSの理念を踏まえた計画の推進

平成27 (2015) 年9月、国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals) が採択されました。

SDGsでは、令和12(2030)年までの世界共通の目標として、健康や教育、 経済成長に関するものなど、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のター ゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画では、SDGsの理念を踏まえ、目標3「すべての人に健康と福祉を」をは じめとするSDGsの目標の達成に向けて、計画の推進に取り組みます。













(7)定義

■犯罪をした人等

犯罪をした人又は<u>非行少年(注)</u>又は非行少年であった人をいいます。なお、<u>矯</u>正施設(注)にいた人のみでなく、捜査機関において犯罪行為を行った事実が認められたものの、不起訴処分(起訴猶予)となった人のほか、罰金や執行猶予付判決を受けた人、保護観察(注)を終えた人等も含みます。

■再犯の防止等

犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと 及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいいま す。

(参考) 愛知県内の矯正施設

- ○刑務所 3 庁 …名古屋刑務所、岡崎医療刑務所、豊橋刑務支所
- ○拘置所 4 庁 …名古屋拘置所、岡崎拘置支所、一宮拘置支所、半田拘置支所
- ○少年院3庁 …瀬戸少年院、愛知少年院、豊ケ岡学園
- ○少年鑑別所1庁…名古屋少年鑑別所(愛知法務少年支援センター)
- ※(注)のある用語については、用語解説(p.56~)に概要を掲載しています。

コラム 1 「再犯防止」ってなに?

●「再犯防止」は誰のため?

犯罪や非行をした人は、<u>刑事司法手続(注)</u>を終えれば地域社会に戻ってきます。 過去の過ちを反省し、社会の一員として立ち直るためには、本人の決意や努力に加え、 安定した生活をするために必要な支援が受けられること、やり直すことのできる場が 与えられることが不可欠です。他人や自分自身を大事にする心を取り戻し、再犯をす ることなく地域で暮らしていけるようになるためには、人とのつながりを持ち、社会 に自らの役割や居場所を持つことが非常に大切です。

犯罪は決して許されるものではなく、犯罪をした人等を支援することに疑問や違和 感を持つ人もいるかもしれません。しかし、犯罪をした人等も、支援を必要としてい る一人の市民であり、こうした人を地域社会から排除し孤立させることは問題の解決 にならないばかりか、再犯のリスクを高めることにつながってしまいます。

「再犯防止」は、立ち直りを社会全体で応援することで、犯罪をしなくてすむ環境 を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組だと言えます。

●なぜ、市町村が再犯防止?

犯罪をした人等の社会復帰対策は、これまで主に<u>刑事司法機関(注)</u>や、<u>更生保護法</u>人(注)等の民間団体・ボランティアによって行われてきました。

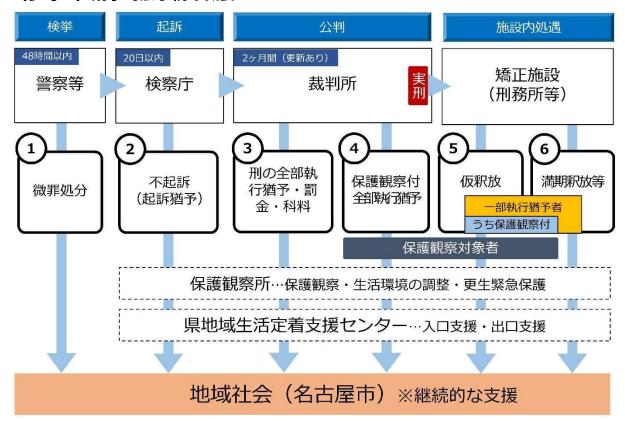
犯罪をした人等は、これまでの成育環境や経歴、疾病や障害、本人の特性等、様々な事情から、生活困窮や社会的孤立を抱えていることが多く、犯罪をしたことで周囲から偏見や差別意識を持たれ、さらに地域で孤立しやすい傾向があります。また、これまでの経験等から自暴自棄になりやすく、既存の支援が届きにくいことが少なくないため、生活の再建ができず、生活困窮等により再犯を繰り返すおそれがあります。

こうした状況は決して「自己責任」で片付けられるものではなく、個人の<u>権利擁護</u>(注)や地域福祉の観点からも、地方公共団体、とりわけ福祉的支援の現場を持つ市町村が主体的に立ち直りのための支援を行うことが求められています。

犯罪や非行からの立ち直りを地域全体でサポートし、安定した生活を送ることができる環境を整えることは、誰もが社会の一員として包摂され、支え合うことのできる「地域共生社会(注)」の実現につながるものです。本計画の策定を通じ、司法と福祉の連携をこれまで以上に推進し、目的の達成を目指します。



(参考1)刑事司法手続の概要



〈主な刑事司法手続について〉

- ①微 罪 処 分:検察官があらかじめ指定した犯情等が軽微な事件について、検察官に 送致せず警察段階で刑事手続を終える処分を言います。
- ②起 訴 猶 予:犯罪行為を行った事実が認められる場合で、犯人の性格、年齢及び境 遇や、犯罪の軽重及び情状等から訴追を必要としないときに不起訴と する処分を言います。
- ③刑の全部執行猶予:

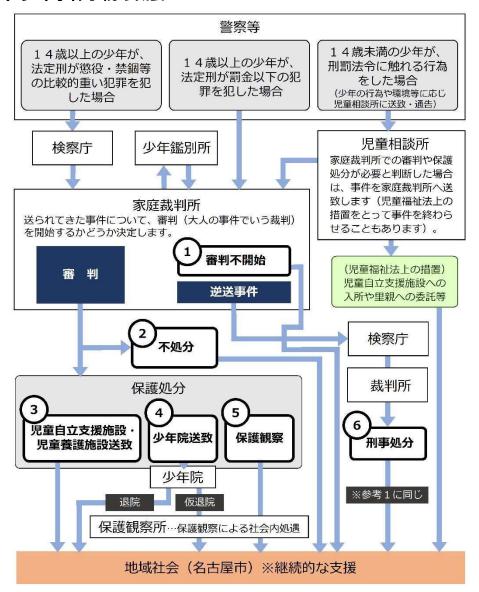
刑の全部を執行猶予とするものです。猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間が経過すると刑の執行をされるおそれのある状態から解放されます。

- ③罰 金:財産刑のうち、1万円以上のものです。
- ③科料:財産刑のうち、千円以上1万円未満のものです。
- ④保護観察付全部執行猶予:

執行猶予期間中、保護観察を受けるものです。猶予の言渡しを取り消されることな く猶予期間が経過すると刑の執行をされるおそれのある状態から解放されます。

- ⑤仮 釈 放:刑期満了前に刑務所等から仮に釈放され、残りの刑期の間保護観察を 受けるもの(刑の一部を執行猶予された人の実刑部分についての仮釈 放を含む)です。
- ⑥満期釈放等:刑期を満了して刑務所等から釈放されるもの等です。

(参考2) 少年事件手続の概要



〈主な措置・処分について〉

①審判不開始:これまでの手続の過程で、少年が十分反省しているなど、もはや審判 に付す必要がないと判断された場合は、審判不開始の決定をします。

②不 処 分:審判の過程で少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付きない旨の決定をします。

③児童自立支援施設・児童養護施設送致:

児童自立支援施設・児童養護施設に入所させて生活指導を行い、社会復帰を促します。

④少年院送致:強制力によって少年院に収容し、矯正教育を受けさせます。

⑤保 護 観 察:保護観察官や保護司(注)が指導監督及び補導援護を行います。

⑥刑 事 処 分: 少年が凶悪な犯罪をした場合等、刑事処分にするべきであると認められ、検察庁に送り返された事件(逆送事件)は原則として起訴され、通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

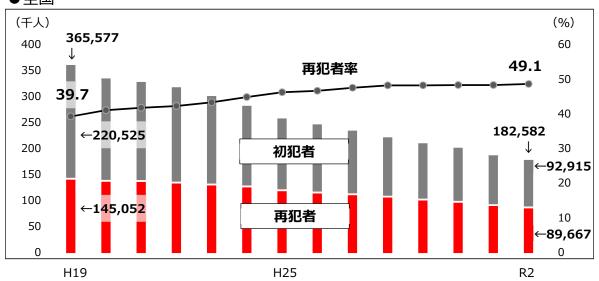
1 再犯の概況等

(1) 再犯者数と再犯者率

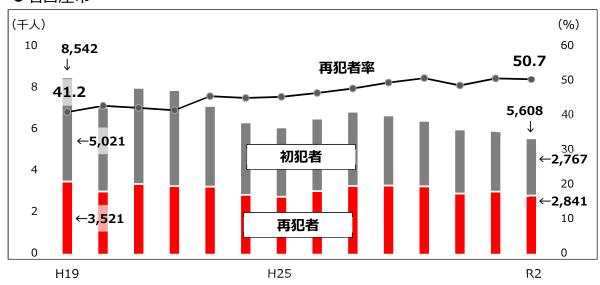
刑法犯の検挙者数は年々減少していますが、初犯者数に比べると再犯者数は減少幅が小さく、刑法犯検挙者数に占める再犯者率(注)は約半数となっており、犯罪を抑止する上では再犯防止対策が重要な課題となっています(図表1)。

【図表1】刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率(全国と名古屋市)

●全国



●名古屋市



【令和2年版犯罪白書及び愛知県警察提供資料に基づき本市作成】

- 注1 少年を含みます。本市の数値は市内警察署が取り扱ったもので、尾張旭市を含みます(特 段の記載がない限り、以下同様とします)。
 - 2 統計数値上の再犯者とは、検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいいます。

(2) 再犯者の罪名等

令和2(2020)年に本市で検挙された刑法犯・特別法犯(刑法犯、危険運転致死傷、過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例・規則違反を含む)における再犯者の罪名及び違反法令名は、窃盗犯、粗暴犯、覚醒剤取締法の順に多く、初犯者に比べて窃盗犯や覚醒剤取締法の割合が特に高くなっています(図表2)。

【図表2】刑法犯・特別法犯検挙者の罪名等(名古屋市、令和2年)

再犯者(人)		(参考)初犯者		
窃盗犯	1,433 (39.2)	窃盗犯	1,278 (31.7)	
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)	616 (16.8)	粗暴犯	690 (17.1)	
覚醒剤取締法	288 (7.9)	軽犯罪法	289 (7.2)	
知能犯(詐欺、横領、偽造、汚職等)	227 (6.2)	入管法	183 (4.5)	
軽犯罪法	146 (4.0)	知能犯	163 (4.0)	
迷惑防止条例	88 (2.4)	迷惑防止条例	143 (3.5)	
風俗犯 (賭博、わいせつ)	84 (2.3)	銃刀法	104 (2.6)	
大麻取締法	72 (2.0)	大麻取締法	101 (2.5)	
凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)	65 (1.8)	風俗犯	87 (2.2)	
銃刀法	50 (1.4)	児童ポルノ法	75 (1.9)	
風営適正化法	24 (0.7)	覚醒剤取締法	65 (1.6)	
刑法犯その他	416 (11.4)	刑法犯その他	549 (13.6)	
特別法犯その他	151 (4.1)	特別法犯その他	308 (7.6)	
合計	3,660 (100)	合計	4,035 (100)	

注 ()内の数値は全体に占める割合です。

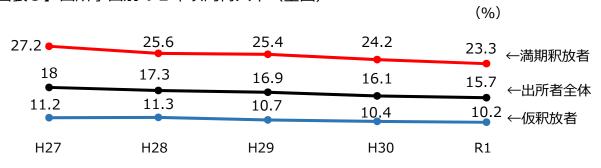
【愛知県警察提供資料に基づき本市作成】

(3) 出所受刑者の2年以内再入率の状況

刑務所等を出所した人が2年以内に再び刑務所等に入所する割合を示す2年以内 再入率(全国)は、令和元(2019)年には15.7%となっています。

ただし、満期釈放に限ると直近の2年以内再入率は23.3%であり、仮釈放に比べて大幅に高いことから、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが重要な課題となっています(図表3)。

【図表3】出所事由別の2年以内再入率(全国)



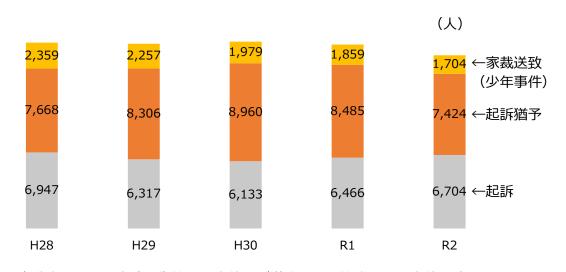
【法務省大臣官房秘書課提供資料に基づき本市作成】

(4)被疑事件に係る刑事処分の状況

名古屋地方検察庁で受理した刑法犯・特別法犯の被疑事件のうち、起訴猶予となってすぐに地域に戻る人の数は起訴される人の数を毎年上回っています(図表4)。

起訴される人だけでなく、起訴猶予となってすぐに地域に戻る人の中にも、高齢や障害、生活困窮等により何らかの支援を必要とする人は少なくないことから、こうした人が地域で安心して暮らしていけるよう支援し、再犯に至ることのない環境づくりをすることが求められます。

【図表4】名古屋地方検察庁における刑法犯・特別法犯の被疑事件に係る人員



注 自動車による過失致死傷等被疑事件及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

【検察統計年報により本市作成】

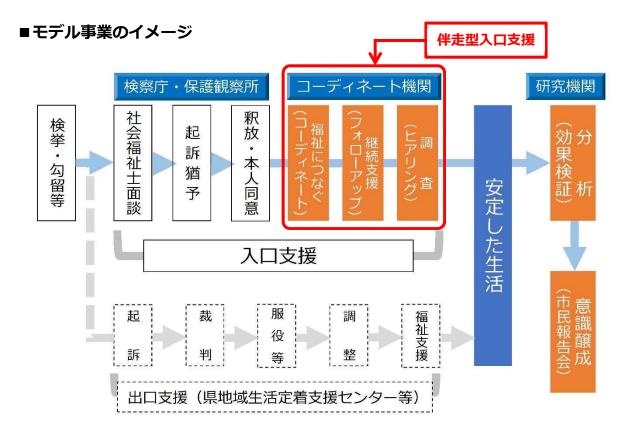
2 名古屋市再犯防止推進モデル事業の取組

(1) 事業の概要

本市では、平成30(2018)年度に国の「地域再犯防止推進モデル事業」の採択を受け、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を支援する「伴走型入口支援(注)」を中心としたモデル事業に取り組みました。

事業の背景として、起訴猶予者の場合は、刑務所等入所中に調整を行うことができる受刑者等の社会復帰支援とは異なり、起訴猶予が見込まれるようになってから釈放されるまでの期間が2日程度と非常に短く、刑事司法機関から福祉機関等に対し、福祉的支援等の調整を行うのが難しいことが課題となっていました。

そこで本市では、刑事司法から福祉へのつなぎを行うためのコーディネート機関を設置し、犯罪をした人等を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的なフォローアップを行うことで、安定した生活の確保を目指す事業を展開しました(特定非営利活動法人くらし応援ネットワークへ委託。事業期間は平成31(2019)年1月~令和2(2020)年6月までの1年6ヶ月)。



(2) 事業の成果

モデル事業開始前に行った事前調査や、コーディネート機関が作成した支援記録の 分析、関与のあった関係機関へのアンケート等により把握した、犯罪をした当事者の 主な特性、事業の主な効果や課題は以下のとおりです。

■当事者の主な特性

- ・単身独居世帯や住所不定等、家族と疎遠でまったく身寄りのない人が多い。
- ・他者との交流頻度が月1回未満と極端に少なく、困ったときの相談相手がいない人が多い。
- ・何らかの病気や障害があり医療的・福祉的支援を必要とする人が多く、中でも精神 障害のある人が比較的多くみられる。
- ・高齢や窃盗癖、依存症等のある人の中には、身寄りがない、借金がある、施設での 生活になじめないなどの理由で住まいの確保が難しい人が多い。
- ・困難に直面した際、自ら情報を集めて適切に対処することができない人が多い。
- ・支援に拒否的な人や、治療の必要があっても自らで精神疾患などの病気を認識できず治療につながりにくい人が多い。
- ・家賃や光熱費など必要な支払いをせずに年金や生活保護費を使い果たすなど、金銭 管理や生活再建に課題のある人が少なくない。
- ・若者は有期雇用や日雇い等の人が多く、失職して所持金がなくなり、適切な相談先 につながらず犯罪に至る人が少なくない。

■事業の主な効果・意義

- ・既存の機関にはできないきめ細やかな対応やフォローアップ、再犯時の継続的な支援など、支援の隙間を埋めることができた。
- ・地域の支援機関等、適切な社会資源へつなぐことができた(特に、複合的な課題があって多機関の連携や調整が必要なケースで意義が大きい)。
- ・各種手続きの代行や申請支援(病院や関係窓口への同行等)を行うことができた。
- ・本人を見守り、何でも相談できる相手となることができた。
- ・本人の生活課題や支援の必要性を見極め、生活の見通しを立てることができた。
- ・本人を支えるネットワークづくり、関係者間の連携を推進することができた。
- ・既存のサービスを活用できるよう、本人や各機関に働きかけることができた。

■事業の主な課題

- ・コーディネート機関の役割や業務範囲について明確化し、関係機関へ十分に周知する必要がある。
- ・コーディネート機関の活動に公的な根拠を設けることで、支援の実効性や透明性を 確保する必要がある。
- ・本人や家族が変化(支援)に消極的な場合、介入が難しくなる。
- ・発達障害や精神疾患、依存症等のある人、ホームレス生活が長く定住を好まない人、 稼働能力があっても働く意欲のない人など、福祉的なアプローチだけでは支援が難 しい人への動機付けに課題がある。
- ・転出等で支援が途切れないよう、広域での制度整備が求められる。
- ・既存の担当窓口(つなぎ先)がない場合の対応やコーディネート機関によるフォローアップの期間など、地域への引き継ぎに関するルールを整備する必要がある。
- ・高齢で認知症や再犯リスクがある場合など、住まいの確保が喫緊の課題となること が多い。

(3) 今後の取組について

モデル事業の対象となった人は複合的な課題を抱えていることが多く、従来の属性別の支援体制では支援につながりにくい傾向がありました。今後、複合的な課題を抱える人や世帯のさらなる増加が見込まれることから、犯罪をした人等が支援の狭間に陥ることを防ぎ、必要な支援を届けるための取組が求められます。

本市では、モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした人等を必要な支援に円滑につなぐとともに、継続的なフォローアップができる仕組みの整備を目指します。

コラム2 社会的孤立がもたらすものと伴走型支援

近年、個人や世帯の抱える生きづらさやリスクが多様化する中で、従来のような縦割り(高齢、障害、児童など)のサービスでは対応が難しい、多様で複雑な地域生活課題が広がってきています。

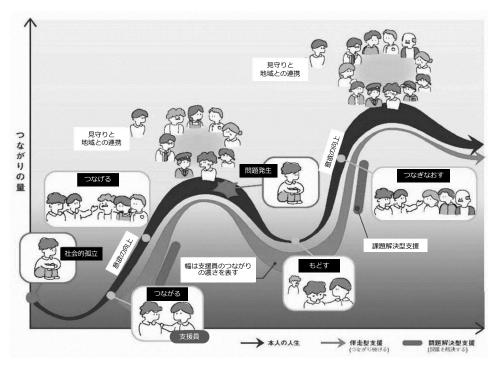
国は、こうした課題に対応するための対人支援では「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援=継続的につながることで社会的に孤立させないことを目的とした支援)」の2つを支援の両輪とし、組み合わせて支援を行うことが求められるとしています。

■社会的孤立状態がもたらすもの

- ・自分自身からの疎外
- …自分の存在意義や状態が正確に認識できず、助けを求められない状態に陥る
- ・生きる意欲・働く意欲の低下
- …外発的な動機(自分以外の誰かのため)が脆弱で意欲が低下し、自立困難となる
- ・社会的サポートとつながらないことによる対処の遅れ
- …必要な社会的サポートにつながらず、事態の深刻化や社会保障費の増大を招く

■伴走型支援のプロセス(イメージ)

下図において、縦軸はつながりの量、濃い曲線の矢印は本人の人生と意欲の状態を示しています。つながりが増えれば本人の意欲は広がりますが、問題が発生してつながりがなくなると意欲は細くなります。薄い曲線の矢印は専門職による伴走型支援を表し、意欲や周囲とのつながりが低下すると伴走型支援の関わりが太くなっています。



【参考】令和3年3月・(一社)日本伴走型支援協会 包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業報告書

第3章 重点課題と具体的施策の展開

1 重点課題と目標

犯罪をした人等の状況は一人ひとり異なり、必要とする支援の内容は、福祉、保健 医療、住居、就労など複数の行政分野にまたがっています。

本市では、以下のとおり5つの重点課題と目標を設定し、各分野あわせて40の具体的施策を展開し、一人ひとりの状況に応じた立ち直り支援を通じて、犯罪のない安心・安全な地域社会づくりを目指します。

重点課題 1 国・県・民間との連携による一貫した支援

- ■犯罪をした人等をスムーズに適切な支援につなげるとともに、一人ひとりに寄り添った一貫したセーフティネットを構築するため、国の刑事司法機関や県の地域 生活定着支援センター(注)等の関係機関、民間事業者等と適切に連携して取り組む必要があります。
- ■関係機関との顔の見える関係づくりや情報の共有等に努め、再犯防止の取組を着 実に推進していく必要があります。

【目標】

犯罪をした人等を円滑に適切な支援につなぎ、寄り添うことのできる地域社会の 実現を目指します

重点課題 2 住居・就労の確保

- ■国が提供する一時的な居場所(<u>更生保護施設(注)</u>等)から、地域での暮らしに 円滑に移行できるよう、司法・福祉・住まいの関係機関が適切に連携して取り組 む必要があります。
- ■市営住宅の適切な提供を行いつつ、民間賃貸住宅では入居円滑化や居住の安定確保に向けた居住支援の取組を進めることで、犯罪をした人等の円滑な住宅確保を図る必要があります。
- ■就職活動や就労定着に課題を抱える犯罪をした人等に対し、関係機関が適切に連携し、能力や特性等に応じた支援を行う必要があります。

【目標】

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確保し、「居場所」や「出番」をつくること のできる地域社会の実現を目指します

重点課題3 福祉・保健医療サービス等の提供

■ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の観点から、誰もが社会参加し、 安心して自分らしく暮らすことのできる地域社会を目指す必要があります。 ■犯罪をきっかけとして明らかになった福祉的ニーズを受け止め、本人の抱える課題や個々の特性に応じ、適切な福祉・保健医療サービスにつなぐとともに、複合的な課題を抱える人や既存の支援につながりにくい人の孤立を防ぎ、制度の狭間に陥らないよう支援する必要があります。

【目標】

複合的な課題や本人の特性・経歴等を受け止め、その人らしく安心して暮らすこ とのできる地域社会の実現を目指します

重点課題4 少年の非行防止・立ち直り支援

- ■非行につながりうる問題を早期に把握し、適切に対応するため、少年一人ひとり の抱える事情や課題に向き合い、関係機関が適切に連携して取り組む必要があり ます。
- ■非行等をした少年のうち、不登校経験者や高校中退者等に対する学び直しの機会 の提供等の教育的支援により、立ち直りを促進する必要があります。

【目標】

悩みや困難を抱える児童生徒や家庭の支援、学びの継続を通じ、少年が立ち直る ことのできる地域社会の実現を目指します

重点課題 5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

- ■地域で<u>更生保護(注)</u>を担う民間事業者・団体等と適切に連携するとともに、その活動の充実に向けて必要な支援を行う必要があります。
- ■地域社会の理解促進のため、「社会を明るくする運動(注)」などの従来の取組に加え、再犯防止推進に関する広報・啓発活動を推進していく必要があります。

【目標】

再犯防止対策の必要性や重要性を理解し、地域全体で立ち直りを応援することのできる地域社会の実現を目指します



2 具体的施策の展開

重点課題1 国・県・民間との連携による一貫した支援

【目標】

犯罪をした人等を円滑に適切な支援につなぎ、寄り添うことのできる地域社会の実現 を目指します

ア 現状と課題

再犯防止施策の推進にあたっては、司法と福祉の連携が不可欠です。本市域においても、関係機関のネットワーク強化や情報・ノウハウの共有を目的として、連絡協議会や情報交換会などの取組が行われています(コラム3参照)。

一方で、起訴猶予者などへの入口支援を行う際に最も課題となるのは、司法機関による身柄拘束期間が10日間(長くても20日間)と限られており、サービスを提供する福祉側との様々な調整を行うための時間が十分に確保できない点です。支援に拒否的、自らの課題を認識できていない、高齢・障害・若者のいずれにも該当しないといった場合、支援の狭間に陥り、必要な福祉的支援に届かないことがあります。こうした人に支援を届けるためには、必要な支援を受けられるようにするためのコーディネートを行うなど、犯罪をした人等を一貫して支援する仕組みが求められます。

イ 本市の関連施策

国や県、民間等と連携し、支援を必要とする犯罪をした人等に寄り添い、住まいの確保や福祉・保健医療サービスの提供、就労に向けたサポート等、必要な支援の実施に向けた調整や、関係機関につないだ後の継続的なフォローアップ等を一貫して行う支援体制の整備を目指します。(p.28に関連あり)

事 業	事業内容	方向性	所管局
01	モデル事業の成果及び国や県との	新規	スポーツ市
犯罪をした人等	適切な役割分担等を踏まえ、コーディ		民局
に寄り添い、一	ネート機関を設置する等、支援を必要		
貫して支援する	とする犯罪をした人等に寄り添い、必		
体制の整備	要な支援に係る調整や継続的なフォ		
	ローアップ等を一貫して行う支援体		
	制の整備を進めます。		
02	コーディネート機関を中心に関係	新規	スポーツ市
犯罪をした人等	機関のネットワークを構築し、課題の		民局
に対する重層的	共有や具体事例の支援方法の協議等、		
な支援ネットワ	地域における重層的な支援体制の整		
ークの整備	備を進めます。		

事 業	事業内容	方向性	所管局
03	関係機関や地域の民間団体が定期	新規	スポーツ市
名古屋市再犯防	的に集まり、再犯防止に係る課題や対		民局
止推進会議の開	応について情報共有等を行う機会を		
催	設け、再犯防止の取組を着実に推進し		
	ます。		

コラム3 再犯防止関係機関による連携強化等のための取組

■ <u>刑事施設(注)</u>、少年院、更生保護施設及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生 福祉に関する機関等との連絡協議会【主催:名古屋保護観察所】

自立困難な受刑者、少年院在所者、保護観察対象者または更生緊急保護(注)の対象になる人が、出所(出院)後の生活環境の調整や保護観察等を行う上で必要な福祉サービス等を適切に受けることができるよう、司法機関と地方自治体の連絡調整等を一層円滑にするために開催しています。各関係機関が有する制度や施策についての情報交換や、関係機関の連携がうまくいった事例の共有、問題意識や要望等の協議等を行っています。

■司法と福祉の情報交換会【主催:愛知県地域生活定着支援センター】

刑事司法関係機関、地方自治体や保健医療・福祉関係機関、民間団体など、犯罪を した人等への支援に関わる地域の多様な機関・団体が双方向で情報交換のできるネッ トワークの構築を目指して開催しています。毎回テーマを設け、矯正施設や環境調整 の概要等に関する講座や事例検討等を行っています。

令和3(2021)年度以降は、愛知県再犯防止推進計画に基づき、刑事司法手続 や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等 の各施策を一通り学ぶことのできる講座をオンラインで開催し、地域ネットワークの 強化を図っています。

■法務少年支援センター(名古屋少年鑑別所)の地域援助業務

各地域における非行や犯罪に関する相談機関として、心理専門職による面接や心理 検査による問題の見立てや、問題行動に対する指導・支援内容の提案など、専門的な 知見を活かした地域援助業務を実施しています。

また、少年だけでなく成人の相談等にも対応しており、個人や小中学校・児童相談 所等の関係機関からの相談のほか、事例検討会等への参加や研修・講演・法教育(出 前授業)等も行っています。

重点課題 2 住居・就労の確保

【目標】

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確保し、「居場所」や「出番」をつくることの できる地域社会の実現を目指します

(1) 住居の確保

ア 現状と課題

適切な帰住先を確保し、安心できる「居場所」を持つことは、犯罪をした人等が地域で自立した安定的な生活を送るための大前提と言えます。しかし、全国の刑務所満期出所者のうち約4割は帰住先が確保されないまま出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている人に比べて短いことが明らかになっています。

また、名古屋刑務所など県内の刑事施設を出所した人のうち、約2割の人が帰住先 を確保できないまま出所しています(図表5)。

国は、刑務所を出所する人等の帰住先を確保するため、受刑者等の釈放後の生活環境の調整や、更生保護施設・自立準備ホーム(注)での一時的な居場所の提供を積極的に進めており、県内で毎年200人以上が更生緊急保護により、同所に入所しています(図表6)。

ただし、国による保護の期間は原則 6 ヶ月間であり、その後は地域で定住先を確保する必要があります。犯罪をした人等の場合、身寄りがなく身元保証人がいない、借金や家賃滞納歴があって民間家賃保証会社が利用できない、施設での暮らしになじめないといった様々な課題を有していることが少なくありません。

こうした現状を踏まえ、犯罪をした人等の安定した住まいの確保に向けた各種取組 を進めることが求められています。

【図表5】刑務所出所時に帰住先がない人の割合(愛知県内の刑事施設、令和2年)

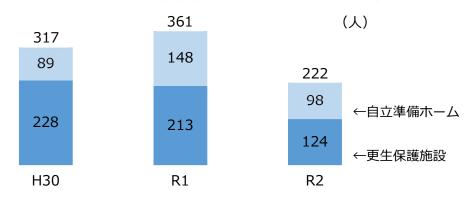


(参考) 愛知県内の刑事施設

- ○刑事施設3庁
- ···名古屋刑務所、岡崎医療刑務所、 名古屋拘置所
- ○刑事施設支所4庁
- …豊橋刑務支所、岡崎拘置支所、
 - 一宮拘置支所、半田拘置支所

【法務省大臣官房秘書課提供資料に基づき本市作成】

【図表6】更生緊急保護による一時的な保護の実施人数の推移(愛知県)



【あいち更生保護統計編に基づき本市作成】

(参考) 更生緊急保護とは

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人について、援助や保護が必要であると認められる場合には、更生保護法第85条に基づき、次のような措置を受けることができます。なお、措置は保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

対 象	期	間	措置の内容
次の①②のすべてに当てはま	原則として	6ヶ月	・食事の給与
り、更生緊急保護を受けたい	※例外的に	こ、さらに	・医療及び療養の援助
旨を申し出た人	6ヶ月を	超えない	・帰住の援助
①刑事上の手続又は保護処分	範囲で延	長可能	・金品の給貸与
による身体の拘束を解かれ			・宿泊する場所及び必要な
た人			設備等の提供
②親族からの援助や、公共の			・就職の援助や社会生活に
衛生福祉に関する機関等の			適応するために必要な生
保護を受けられない、又は			活指導の実施
これらのみでは改善更生で			
きないと認められた人			



イ 本市の関連施策

本市では、高齢や障害、生活困窮等、住宅確保に配慮を要する人(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対し、<u>住宅セーフティネット制度(注)</u>に基づく居住支援(住居の確保や入居後の生活の困り事への支援)の取組(コラム4参照)を進めるなどにより、住まいの確保に向けた取組を推進しています。

関係者間の連携をさらに強化し、本人の希望や状況に応じた適切な支援をすることで、暮らしの基盤づくりに取り組みます。

事業	事業内容	方向性	所管局
01	高齢者、障害者、低額所得者等の住	継続	住宅都市局
民間賃貸住宅を	宅確保要配慮者の入居を受け入れる民		
活用した住宅セ	間賃貸住宅(セーフティネット住宅)		
ーフティネット	に関する入居相談等に取り組みます。		
機能の強化			
0.2	カーフェッカット仕党の発得担保	√im ← +	
02	セーフティネット住宅の登録促進	継続	住宅都市局
セーフティネッ	のため、登録住宅の改修や家賃及び家		
ト登録住宅への	賃債務保証料の低廉化に係る補助制		
経済的支援	度を実施します。 		
0.2	(大学に国家サフル競託個老に共)	♦hh ♦ +	
03	住宅に困窮する低額所得者に対し	継続	住宅都市局
市営住宅等への	て低廉な家賃で賃貸します。 		
入居機会の確保			
04	離職により住居を失った人または	継続	 健康福祉局
^{○→} 住居確保給付金	失うおそれのある人に、名古屋市仕	小压利化	(连)於1曲1正/可
の支給	事・暮らし自立サポートセンターを通		
の文和			
	じて家賃相当額を支給するとともに、		
	就労支援等を実施します。 		
05	地域における居住の場としてのグ	継続	健康福祉局
障害者グループ	ループホームの充実を図ります。		
ホームの拡充			

コラム4 本市における住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する 方々(住宅確保要配慮者)に対して、その入居を受け入れることとして名古屋 市に登録された民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の情報提供を行うとと もに、大家等が実施する住宅改修や家賃減額等への経済的支援、住宅確保要配 慮者の方々への入居相談等をあわせて行うものです。

住宅の確保に配慮を要する方々

- ・高齢者・・障害者・・低額所得者(概ね月収15万8千円以下)
- ・被災者(被災後3年以内)・子育て世帯(高校生相当までの子を養育する世帯)
- ・外国人 ・児童虐待を受けた者 ・DV 被害者 ・犯罪被害者
- ・矯正施設退所者 ・生活困窮者 ・東日本大震災の被災者 など



①居住支援の実施

令和2(2020)年12月より、モデル事業として、「名古屋市居住支援コーディネートモデル事業」による民間賃貸住宅への入居相談や、<u>居住支援法人(注)</u>や福祉関係者との連携支援、セーフティネット住宅の賃貸人(大家)のサポートを実施しています。

こうした取組によって、セーフティネット住宅に登録する大家の負担が軽減することで、入居の円滑化につながります。

また、不動産仲介事業者や居住支援団体等の関係者による協議会を定期的に開催 し、関係者間の情報交換などのネットワーク強化にも努めています。

②セーフティネット住宅の情報提供

住宅確保要配慮者の入居を受け入れるセーフティネット住宅の情報は、国交省のウェブサイトで公開しています。また、低額所得者向けに家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助を実施している住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、名古屋市のウェブサイト等で情報提供を行っています。

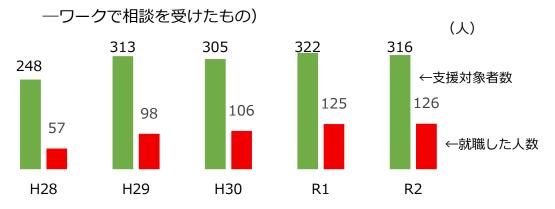
(2) 就労の確保等

ア現状と課題

就労は、収入を得て生活の基盤をつくるのみならず、人との関わりを持って周囲から必要とされている実感を得ることにもつながります。社会においてこのような「出番」があることは、再犯防止のために重要な意味を持ちます。実際に、刑務所に再入所した人のうち約7割が再犯時に無職であるほか、無職者の再犯率(注)は有職者の約3倍との統計もあり、就労の有無は再犯に大きく影響していることがわかります。

国は、就労確保や職場定着のため、矯正施設における就労に必要なスキルの習得や就労意欲の喚起を図る指導等に加え、ハローワークと矯正施設、保護観察所が連携し、刑務所出所者等の希望や適性等に応じた総合的な就労支援を行っています(図表 7)。また、犯罪歴を承知の上で雇用を通じて立ち直りを助ける協力雇用主(注)制度の拡充や、矯正施設在所者と企業をマッチングするための矯正就労支援情報センター室【通称コレワーク】(注)の設置、民間事業者のノウハウを活用した職場定着支援事業などの様々な取組を行っています。

【図表7】 刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援の状況(愛知県内の八口



【法務省大臣官房秘書課提供資料に基づき本市作成】

このほか、県においても、国の地域再犯防止推進モデル事業の採択を受けて取り組んだ仕組みを活用し、前述の職場定着支援事業の対象者を引き継いで支援する「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、協力雇用主による雇用の促進や犯罪をした人等の職場定着支援を図っています。

犯罪をした人等は、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず、求職活動が円滑に進まないことがあります。また、市内の協力雇用主は建設業が過半数を占め、高齢や障害のある人、女性や若者等ではマッチングが難しい場合があることや、社会的スキルが不十分でうまく人間関係を構築できない、自らの能力に応じた適切な職業選択ができない等により、いったん就職しても離職してしまうこと等が課題となっています。さらに、福祉的支援を受けられる程度ではな

いものの、高齢や障害等のために、一般就労による自立が困難な場合もあります。

イ 本市の関連施策

早期の離職を防ぐため、本人の意欲や能力・適性等を踏まえた適切なアセスメントを通じ、企業と求職者のマッチングを図るほか、一般就労だけでなく福祉的就労や就 労準備・訓練、ボランティアなど様々な社会参加へのつなぎを進めます。

また、国や県の関係機関や民間事業者等と連携し、就労に課題を抱える人に向けた就労支援・職場定着支援を推進します。

事 業	事業内容	方向性	所管局
01	なごやジョブサポートセンターに	継続	経済局
なごやジョブマ	おいて、国と一体となり求人二ーズを		
ッチング事業	確実に把握した上で求職者を紹介す		
	る就労支援を実施します。		
02	臨時的・短期的な就業機会を提供す	継続	健康福祉局
高齢者の就労支	るシルバー人材センターへの補助を		
援	行うほか、高齢者就業支援センターに		
	おいて、高齢者の就業に関する相談や		
	情報提供、技能講習等を実施します。		
	また、令和2年度より、ハローワーク		
	による職業紹介機能が加わり、高齢者		
	就労の様々なニーズに対して、幅広い		
	就労支援を実施します。		
03	障害者就労支援窓口を設置し、企業	継続	健康福祉局
障害者の就労支	や障害者就労施設を支援するほか、障		
援	害者の就労定着支援を行った事業者		
	や、障害者の就労支援及び生活上の相		
	談・支援を一体的に行う障害者就労支		
	援センター及び障害者雇用支援セン		
	ターへの運営補助を行います。		
04	各区に配置した就労支援員により	継続	健康福祉局
生活保護受給者	きめ細かい就労支援を行うとともに、		
の就労支援	セミナーや求人開拓・紹介等により就		
	労意欲の喚起を図ります。		

事業	事業内容	方向性	所管局
05	名古屋市仕事・暮らし自立サポート	継続	健康福祉局
生活困窮者の自	センターにおいて、生活困窮者のため		
立支援	の自立相談支援事業、就労準備支援事		
	業、就労訓練事業等を一体的に実施し		
	ます。		
06	稼働能力のあるホームレス等に、宿	継続	健康福祉局
ホームレスの自	所及び食事の提供、生活相談、健康相		
立支援	談、職業相談、就業支援カウンセリン		
	グ、職場体験講習等の支援を実施しま		
	す。		
07	社会的自立に困難を有する若者に、	継続	子ども青少
ナゴヤ型若者の	相談から就職、職場定着等の自立まで		年局
就労支援	一貫した総合的な支援を実施するた		
	め、子ども・若者総合相談センターに		
	おいて伴走型支援を行うほか、若者・		
	企業リンクサポート事業による支援		
	等を実施します。		
08	犯罪をした人等の社会復帰を雇用	新規	スポーツ市
協力雇用主の社	を通じて支援しようという地域の機		民局
会的評価の向上	運を高めるため、協力雇用主の社会的		
	評価の向上を図るための取組につい		
	て検討を進めます。		

コラム5 就労支援の取組一働いて、立ち直る

●犯罪をした人等の就労を支援する必要性

犯罪をした人等が安定した職に就くことは、経済的に自立するだけでなく、職場という社会の中で自らの「出番」を見つけることとなり、再犯防止の大きな要因になると考えられます。

一方で、犯罪をした人等は、立ち直りを誓っても、その犯罪歴等から就職は容易で なく、協力雇用主の善意に頼るのみでは限界があります。 このため、犯罪をした人等や協力雇用主に対し、就職や職場定着を国や地方自治体が支援することで、犯罪をした人等が安定した職を得ることができ、再犯を防いで安心・安全な地域社会をつくることにつながります。

●関係機関による取組

平成22年に設立し、就労を通じて犯罪をした人等の改善更生を支援する**NPO法 人愛知県就労支援事業者機構** (以下「就労支援事業者機構」という。)では、法務省 (保護観察所)や県の委託により、保護観察を受けている人等の就職活動と就職後の職場定着を支援する事業(下図参照)を行っています。

具体的には、就労支援事業者機構の就労支援員が、協力雇用主との調整、採用面接やハローワークへの同伴等を行って就職に結びつけ、就職した人と協力雇用主双方を定期的に訪問し、アドバイスを行う等して職場への定着を図っています。

なお、令和3年度から、法律で定められた保護観察等の期間満了後は、県の委託事業により、引き続いて職場定着支援を行っています。

こうして、保護観察等を受けている人等への就職活動支援に始まり、保護観察等が 終了した後も、息の長い職場定着支援を行っています。

〈事業イメージ〉



また、<u>八ローワーク</u>においても、保護観察所と連携して保護観察対象者又は更生緊急保護対象者(刑務所出所者等)の就労支援事業を行っているほか、年齢や障害の有無等、それぞれの事情に応じた個別支援に力を入れています。

●支援対象者の就職状況

就労支援事業者機構が法務省の委託を受けて支援する対象者は、毎年百数十人となっており、中高年や15~16歳の若者、日本語が堪能でない外国籍の人や福祉就労とのボーダーラインにある人など、就職が容易でない人が年々増加しています。こうした中でも、原則3ヶ月という支援期間において、80%前後の就職率を実現しています。

また、名古屋市域を管轄する3ヶ所のハローワークでは、刑務所出所者等就労支援 事業の実施件数は毎年合わせて50~60人前後となっています。本人の希望や意欲 を尊重しつつ、必要な助言などを行い、時には1~2年以上にわたって就職活動をサポートすることで、本人との信頼関係を構築し、多くの人の就労につなげています。

一例として、当初は刑務所出所者等のみを対象とする「専用求人」を嫌がり、一般 求人を30社以上受けていずれも不調となった対象者が、八方塞がりの状況で職員の 提案を受け入れ専用求人に申し込んだところ、キャリアアップも可能な正社員として 採用され、喜んで内定を受けた事例(支援期間:1年半)がありました。

●マッチングに苦慮するケースと課題

事業の対象となる人は、心身の状況から十分な稼働能力を有しない人や、スキルや 資格、職歴にも乏しい人がほとんどです。愛知県内の協力雇用主は年々増加していま すが、その約6割が建設業です。また、当然ながらどのような出所者等でも受け入れ できるわけではなく、事業者の求める人物像と異なれば受け入れは難しくなります。 さらに、就職支援を受ける人のほとんどが、公共交通機関を利用する以外に通勤手段 を持たず、通勤できるエリアが限定されます。

こうしたことから、稼働能力に見合い希望に沿った職種と協力雇用主をマッチング することが次第に難しくなっています。人手不足が深刻な介護の職場を希望し、そこ に就職できる人も次第に増えていますが、この業種の協力雇用主は未だ少数となって います。

●定着支援によるメリット

国の調査によると、犯罪をした人等を実際に雇用した協力雇用主のうち、約5割が 無断欠勤や意欲の乏しさ、人間関係のトラブルなどの就労上の問題があったと回答し ており、犯罪をした人等の職場定着には少なからず課題があることがわかります。

こうした中、就労支援事業者機構では、平成31年度から1年半、愛知県から受託 した「地域再犯防止推進モデル事業」により、保護観察等を受けている112人と、 本人を雇用する協力雇用主に対し、職場定着支援を行いました。

その結果、①過去数年に協力雇用主に雇用された人への実態調査では59.4%を 占めていた3ヶ月以内の離職者が24.7%にまで減少し、②半年以上定着した人が 60.3%と、目標値の10%を大きく上回る等の成果が認められました。

この要因として、被雇用者では①第三者の立場にある支援員に相談できたこと、② 支援員によるアドバイスで職場内でのコミュニケーションスキルが上がったこと、③ 給料や雇用関係の聞きにくい事柄を調整してもらえたことが、協力雇用主では①支援 員に話ができたこと、②支援員から被雇用者の考え等の情報が得られたこと、③支援 員から注意や助言をしてもらえ被雇用者の行動が良好に変化したことが、職場定着に つながったという検証結果が得られました。

就職活動支援により無事就職できたことは終点ではなく、むしろこれを起点として、 支援員が継続的に調整役を果たすという伴走型の支援を行うことにより、犯罪をした 人等が初めて安定した職を得られるということが改めて示されました。

重点課題3 福祉・保健医療サービス等の提供

【目標】

複合的な課題や本人の特性・経歴等を受け止め、その人らしく安心して暮らすことの できる地域社会の実現を目指します

◇司法から福祉へのつなぎと伴走支援◇

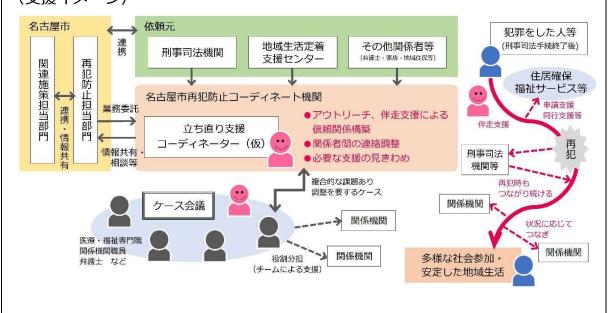
矯正施設には、福祉的支援が必要な高齢者や障害者が数多く入所しています。 こうした人が矯正施設を出所する際は、保護観察所と地域生活定着支援センター を中心として、社会復帰のための各種調整を行う仕組みが設けられています。

一方で、犯罪をした人等には、起訴猶予や罰金刑、執行猶予など、矯正施設に 入所することなく地域に戻ってくる人が多数存在し、こうした人の中には、p.1 2(2)に掲げたように、何らかの病気・障害がある人、生活困窮者など、福祉 の支援等を必要とする人が少なくありません。しかしながら、これらの人は、支 援に拒否的、病気や障害を自認できないなどにより、既存の支援機関にすぐにつ ながらない場合があり、刑事司法手続を終えて国の関与が途切れた後に地域社会 で孤立し、再び犯罪に至るおそれがあります。

このような場合に本人を孤立させないようにするとともに、本人の視点に立って粘り強く立ち直りを支えるには、刑事司法手続を終えた後、本人を継続的に見守り、必要な支援へのコーディネートを行う伴走者が不可欠です。

そこで、重点課題1の関連施策(p. 17)に掲げたように、犯罪をした人等 に伴走支援を行い、支援の調整やフォローアップを行う専門のコーディネート機 関を設置することで、犯罪をした人等を一貫して支援する体制を構築し、地域で の息の長い支援の実現を目指します。

(支援イメージ)



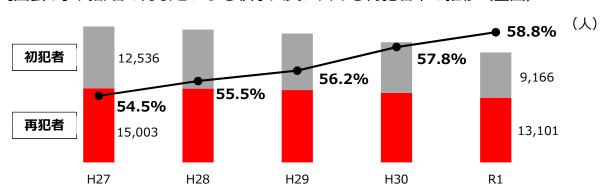
(1) 高齢や障害のある人等への支援

ア現状と課題

近年、6 5歳以上の高齢者による犯罪率は高齢者人口の増加率を大きく上回る勢いで増加しています。また、刑務所を出所した高齢者は他の世代に比べて再犯率が高いことや、短期間で再犯に至る人が多いことが明らかになっており、犯罪をした高齢者への対応は重要な課題となっています。

高齢者犯罪では万引きが顕著に多くなっていますが、高齢の万引き事犯者に占める 再犯者率は年々増加し、近年は約6割が再犯となっています(図表8/コラム6参照)。 また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが、繰り返し刑務所に入所する回数が多いことが明らかになっています。

高齢や障害のある人等が刑務所に入り、地域とのつながりや生活の質を大きく損な うことは、刑事司法上の課題に留まらず、社会福祉・地域福祉の面からも決して見過 ごせない課題だと言えます。



【図表8】高齢者の万引きによる検挙人員に占める再犯者率の推移(全国)

【令和2年版警察白書に基づき本市作成】

国は、平成21(2009)年度以降、高齢や障害等により福祉的支援を必要とする人に対する「出口支援(矯正施設を出所する人の福祉サービスの利用等に係る支援)」を開始し、全国の都道府県に設置された地域生活定着支援センターを中心として取組を進めています。

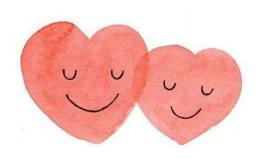
さらに、令和3(2021)年度からは全国の地域生活定着支援センターにおいて、 矯正施設出所者に加えて高齢又は障害のある被疑者・被告人等を支援する業務(入口 支援)が新たに開始されました。

イ 本市の関連施策

本市では、市民に身近な行政機関として、支援を必要とする犯罪をした人等が、適切な福祉・保健医療サービスを利用し、地域で安定した生活ができるよう、取組を進めます。 p. 28に掲げる一貫した支援体制を整備し、本人に伴走することで、下記に掲げる関連施策とのスムーズな連携を目指します。

事 業	事業内容	方向性	所管局
01	制度の狭間の問題や8050世帯	拡充	健康福祉局
地域共生社会の	など複合的な課題を抱え必要な支援		
実現に向けた重	が行き届いていない世帯に対し、高		
層的支援体制整	齢、障害、子育てという「対象別・分		
備事業	野別の既存の枠組みを超えた重層的		
	な支援」を行う体制を整備します。		
02	高齢者に対する総合的な相談・支援	継続	健康福祉局
いきいき支援セ	を行うとともに、高齢者いきいき相談		
ンターにおける	室と連携し、高齢者の自立した地域生		
支援	活を支援します。 		
03	 いきいき支援センターに認知症初	継続	
認知症の人や家	期集中支援チームを設置し、認知症の	<u> </u>	庭冰田田/马
族への支援	早期発見・早期対応に取り組むととも		
113.4 10.7 2.18	一十列元元		
	の人を介護する家族支援事業を実施		
	するなど、認知症の人と家族を地域で		
	するなど、配利症の人と家族を追えて 支える仕組みを充実します。		
	文化の圧症ので元素します。		
04	知的障害や精神障害、認知症等で判	継続	健康福祉局
権利擁護の推進	断能力が不十分な人に対し、成年後見		
	制度の利用促進を図るほか、成年後見		
	あんしんセンターを中心として、権利		
	擁護支援の地域連携ネットワークを		
	整備します。		
05	地域福祉推進協議会によるふれあ	継続	健康福祉局
地域における見	いネットワーク活動等の見守り活動		
守り体制の充実	や、地域の多様な主体が高齢者や子ど		
	もを見守る取組、地域の身近な商店や		
	企業、社会福祉法人等との連携による		
	見守り活動の充実等を図ります。		

 4114	÷		-c ** -
事業	事業内容	方向性	所管局
06【再掲】	名古屋市仕事・暮らし自立サポート	継続	健康福祉局
生活困窮者の自	センターにおいて、生活困窮者のため		
立支援	の自立相談支援事業、就労準備支援事		
	業、就労訓練事業等を一体的に実施し		
	ます。		
07	すべての障害を対象とする地域の	継続	健康福祉局
障害者基幹相談	相談支援の拠点として、総合的な相談		
支援センターに	業務等を実施し、障害者の自立した日		
おける支援	常生活や社会生活を支援します。		
08	発達障害のある人や家族、関係機関	継続	子ども青少
発達障害者支援	からの相談を受け、支援のコーディネ		年局
センター(りん	ートを実施します。		
くす名古屋)に			
おける支援			

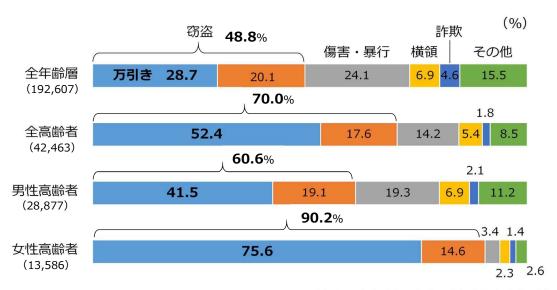


コラム6 高齢者による万引きの現状

●高齢者による万引きの要因

図表 9 は、令和元(2019)年における高齢者の刑法犯検挙人員(全国)の罪名別構成比を男女別に見たものです。全年齢層では窃盗の割合が48.8%であるのに対し、高齢者では70%と窃盗の割合が高く、特に女性では約9割が窃盗で、うち万引きの割合が約8割と顕著に高く、万引きは高齢者による犯罪の典型だと言えます。

【図表9】刑法犯における高齢者の検挙人員の罪名別構成比(全国、令和元年)



【令和2年版犯罪白書に基づき本市作成】

万引きをした高齢者には、過去に犯歴がありしばらく中断していたものの、高齢期で再び万引きをした人、過去から継続的に万引きを繰り返してきた人、過去に犯歴はなく高齢期で初めて万引きをした人など、様々なパターンがあります。

東京都が平成29年3月に作成した「高齢者による万引きに関する報告書」では、 高齢者による万引きの要因として主に以下の3つがあると指摘されています。

- ①経済的要因(お金を払いたくない、生活が苦しいから 等)
- ②身体的要因 (認知症、軽度の認知障害 等)
- ③周囲との関係性(交友関係が少ないことによる孤独や不満、ストレス等)

また、平成30年版犯罪白書では、「進む高齢化と犯罪」と題した特集において、法務総合研究所が実施した特別調査の結果等を掲載しています。この調査では、平成23年6月中に全国の裁判所において窃盗罪で有罪の裁判が確定した人2,421人のうち、65歳以上の人(354人、14.6%)を高齢群、65歳未満の人(2,067人、85.4%)を非高齢群とし、その特徴を明らかにしています(以下は調査結果の一部抜粋です)。

- ・高齢群では、主たる犯行の手口が万引きである人(以下「万引き事犯者」という。) の割合が85%で、非高齢群の52.4%に比べて顕著に高い。
- ・非高齢群の万引き事犯者に占める**女性の割合**が29%であるのに対し、**高齢群では** 42.2%と高い。
- ・高齢群の万引き窃取品は食品類が約7割(非高齢群は約4割)で、被害金額は**千円 未満が約4割**(非高齢群は約2割)と比較的少額であった。
- ・万引き事犯者の月収について、高齢群では**5万円から15万円の収入がある割合が 約6割**を占め、非高齢群(約3割)と比べて高い。また、安定収入なしの割合が高齢群では1割であるのに対し、非高齢群では約4割であった。
- ・高齢群では被害店舗に普段から客として来店している割合が約7割(非高齢群は約5割)と高い。
- ・高齢群では精神疾患を有する人の割合が3%(非高齢群は16.8%)と比較的低い。
- ・高齢群では**「節約」が動機となった割合が高く**、高齢男性群では55.2%(非高齢男性群は29.8%)、高齢女性群では78.7%(非高齢女性群は67.7%)であった。

また、東京都が実施した実態調査では、万引きにより微罪処分となった高齢者(以下「高齢被疑者」という。)と、同様に万引きにより微罪処分となった非高齢被疑者、さらに一般の高齢者とを比較調査し、高齢被疑者の主な特徴等をまとめています(以下は調査結果の一部抜粋です)。

- ・客観的に生活困窮レベルにある人の割合は低いものの、「生活が苦しい」と感じている人の割合が44.6%と高い(一般の高齢者は17.7%)。
- ・一般の高齢者と同程度の規範意識を有しているが、**自己統制力(セルフコントロー**ル)が低い。
- 「万引きをするときに捕まると思わなかった」(万引きで捕まるリスクの認識が薄い)人の割合が64.2%(非高齢被疑者は47.8%)と高い。
- ・一人暮らしの割合が46.4%と高い(一般の高齢者は14.1%)。また、連絡を取り合う家族がいない、一日中誰とも話さないことがある、相談に乗ってくれる人がいないなど、周囲から孤立している傾向が見られる。

高齢者による万引きの繰り返しを防ぐには、関係機関が連携して早期に介入・支援をすることが重要だと考えられます。犯罪をした高齢者に対する円滑な福祉的支援の提供を促進することや、民間事業者や近隣住民、福祉機関等による地域の見守り体制の確保を進めていく必要があります。

【参考】 · 平成30年版犯罪白書

・高齢者による万引きに関する報告書(東京都) (平成29年3月 万引きに関する有識者研究会)

(2)薬物等の依存症を抱える人への支援

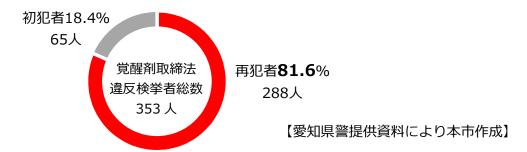
ア現状と課題

全国で新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反によるものであるほか、薬物事犯で刑務所に入所した人の再犯率は出所者全体と比べて高い水準にあることが明らかになっています。本市においても、覚醒剤取締法違反で検挙された人に占める再犯者の割合は約8割と高い水準にあり(図表10)、薬物事犯者の多くは犯罪者であると同時に薬物依存症の患者でもあるとの認識が広がっています。

国においては、矯正施設や保護観察所による専門プログラムの開発・実施のほか、 地方自治体や地域の医療機関、民間団体との連携により、薬物依存からの回復に向け た一貫した指導・支援を進めています。

また、アルコールやギャンブル、処方薬等への依存による問題行動等が背景となって犯罪に至るケースや、窃盗を繰り返す人の中にはクレプトマニア(窃盗症)を抱えている場合もあるため、適切な医療や支援等につながるための取組が求められます。

【図表10】覚醒剤取締法違反による検挙者数と再犯者率(名古屋市、令和2年)



イ 本市の関連施策

本市では、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症(し癖)の問題を抱える人が 気軽に相談できるよう、依存症の専門治療を行う医療機関や、自助グループ等の社会 資源と連携・協働し、情報提供や相談支援等の取組を進めています。本人に伴走する 中で、関連する相談窓口や医療機関につながることができるようサポートします。

事業	事業内容	方向性	所管局
01	市域における精神保健福祉活動の	継続	健康福祉局
精神保健福祉セ	中核的な施設として、アルコール・薬		
ンターここらぼ	物・ギャンブル等の依存に悩む本人や		
における支援	家族からの相談窓口を設置し、依存症		
	問題への対応を実施します。		
	また、保護観察終了後も引き続き地		
	域での支援が必要な薬物等の依存に		
	悩む本人やその家族に対して、保護観		

事 業	事業内容	方向性	所管局
	察所とのさらなる連携を図り、地域で		
	の継続した支援につながることがで		
	きるよう取組みを進めます。		
02	アルコール・薬物・ギャンブル等の	継続	健康福祉局
依存症専門医療	依存症の治療を専門的に行う医療機		
機関・依存症治	関を選定し、その拡大を図ることで依		
療拠点機関の選	存症を抱える人が地域で適切な医療		
定	が受けられるよう支援します。		
	また、依存症治療拠点機関におい		
	て、医療機関や相談支援機関等の職員		
	を対象にしたアルコール・薬物・ギャ		
	ンブル等の依存症専門相談を実施し		
	ます。		
03	アルコール・薬物・ギャンブル等の	継続	健康福祉局
民間団体への補	依存症を抱える当事者が健康的な生		
助	活を営むことができるよう、依存症問		
	題の改善に取り組む民間団体の活動		
	に要する経費の助成を実施します。		

コラム7 名古屋ダルクの取組―依存症から回復するために必要なもの

薬物やアルコール、ギャンブル、インターネットや人間関係など、何かに強く依存し、日常生活が破綻したり、家族や大切な人を巻き込んで苦しんでいる人は相当数存在します。名古屋ダルクは、平成元(1989)年に全国で二番目のダルク(DARC = DRUG ADDICTION REHABILITATION CENTER)として設立され、これまでに延べ約3万件の依存症や乱用、問題行動の相談を受けるほか、薬物乱用防止指導、依存症からの脱却に必要な知識等の指導・啓発等を行っています。本市精神保健福祉センターとも、依存症の面接相談や「依存症家族のつどい」等の実施にあたり、連携をしています。

理事長の柴真也(しば しんや) さんに詳しくお話を伺いました。

- ○活動の背景にある思いを教えてください。
- 一私の父はアルコール依存で、酒を飲んで家で暴れる人でした。自分もそうした父の 影響があり、かつては依存症に苦しみましたが、自分の世代でこうした悪い教育の 連鎖を断ち切りたいという思いがあります。依存症が原因で亡くなった父や知人に

対して、当時の自分は何もできなかったという悔しさや無力感が、苦しむ人を一人 でも多く助けたい、亡くなる人を減らしたいという今の思いにつながっています。

- ○ダルクの特徴や、入所によるメリットはどのようなものですか。
- 一ダルクでは、薬物やアルコール・ギャンブルのみならず、窃盗や性依存、買い物依存など、依存行動全般からの回復を支援しています。依存からの回復には、**コミュニティ(人とのつながり)と成功者(依存症から回復した人)**が必要です。依存の背景には必ずと言っていいほど孤独感があり、一人で回復することは困難です。ダルクには同じ目的を持った仲間がいて、依存から回復した成功者と関わることで、自分も治せるという希望を持つことができます。そして、専門的な知見に基づく回復支援プログラムにより、依存の根本的な原因にアプローチし、不健全な生活や習慣を改善していきます。

これまで、途中でやめずに続けることができた方のほぼ9割以上が依存から回復しています。また、途中でやめた方が行き場を失くして戻ってこられるケースもあり、回復したいという意思があれば、そういった方も受け入れています。

- ○費用が払えない人や、様々な事情で頻繁に通えない人なども利用は可能ですか。
- 一可能です。手持ちの資金がない方、家族からの支援が受けられない方、仕事や家庭等の事情がある方も、まずはご相談ください。女性で通所している方もいらっしゃいます(女性で入寮を希望される方には、近隣団体を紹介させていただきます)。
- ○地方自治体に対して求めることはありますか。
- 一地方自治体の関係者には、ダルクを知っていただき、依存症に対する理解をさらに 深めていただくことを期待します。そして依存症に苦しんでいる方がいれば、ぜひ 私たちにつなげてほしいと思います。
- ○依存症からの回復を目指す人を支えるため、地域社会に求めることはありますか。
- 一薬物等の依存症者に対する不安や偏見を無くすことは困難です。ですので、地域社会の皆様には、回復を目指す方を直接支える私たちのような団体の活動を理解し、支えていただきたいと思います。最近は私たちの取組や目指すものについて知っていただくため、ブログやSNSによる情報発信にも力を入れており、周囲の見方も変わってきていると感じます。
- ○ありがとうございました。当事者やご家族、支援者等へメッセージをお願いします。
- 一依存症は、仕事上の立場や属性に関係なく、**誰でも当事者になりうる身近な問題**です。回復には本人の意思が重要で、変わる意思のない方を無理やり変えさせることはできません。また、ご家族の理解と協力や、課題に応じた社会資源につながることも大切です。精神を病んでいる方には医療機関での治療が必要ですし、依存症で困っているのであればダルクが支援します。依存症に苦しむ方を一人でも多く助けるため、これからもニーズを捉えた専門的な支援を届けていきたいと考えています。

(3)犯罪をした人等の抱える精神的な問題等に応じた支援等

ア現状と課題

犯罪をした人等の中には、過酷な成育環境や虐待・DV被害経験等によるトラウマ等の精神的な問題を抱えている人がいます。特に女性の受刑者や少年院在所者には、虐待等の被害経験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があり、こうした問題が犯罪等の背景にあることが少なくないと言われています。実際に、令和元(2019)年における少年院入院者のうち、男子の約35%、女子の約55%が被虐待経験者となっています。

また、平成29(2017)年の国の調査では、覚醒剤取締法違反による受刑者のうち、家族から精神的・身体的な暴力を受けた経験があるとの回答は女性で約4~5割にのぼっているほか、過食や自傷行為、自殺念慮の経験があるとの回答はいずれも4割を超え、すべての項目で男性よりも高い結果となりました。さらに、同調査で交際相手や配偶者等から身体的な暴力(DV)を受けたことがあると回答した女性は72.6%で、男性(3.5%)と比べて顕著に高くなっています。

このほか、発達上の課題等があるにも関わらず、これまで適切な支援につながっていないことや、周囲に理解されず虐待やいじめ等を受けてきたことなどが、自尊心の低下や周囲への不信などの生きづらさにつながり、犯罪等の背景となっている場合があることも指摘されています。

国においては、刑事司法機関におけるアセスメント機能の強化を進めるほか、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導や支援、女性の特性に配慮した指導や支援などにより、対象者の特性に応じた指導等の充実を図っています。

イ 本市の関連施策

刑事司法機関等と適切に連携しながら、当事者と信頼関係を構築し、犯罪等の背景 にある精神的な問題の把握に努めます。

また、本人の厳しい成育環境や過去のつらい経験等を受け止め、一貫した伴走支援を行うことで、生きづらさを和らげることができるよう取り組み、必要に応じて下記の関連する機関とも連携します。

事業	事業内容	方向性	所管局
01	配偶者等から暴力を受けた人への	継続	子ども青少
配偶者暴力相談	相談対応、保護、自立支援、同伴する		年局
支援センターに	子どもへの支援等、各段階にわたっ		
おける支援	て、被害者を孤立させない切れ目のな		
	い相談・支援の充実を図ります。		

事 業	事業内容	方向性	所管局
02	DV等の夫婦関係や家庭に関わる	継続	スポーツ市
男女平等参画推	悩みを抱え、精神的に不安定な状態に		民局
進センターにお	ある人の心身の回復のため、相談を実		
ける相談事業	施します。		

重点課題4 少年の非行防止・立ち直り支援

【目標】

悩みや困難を抱える児童生徒や家庭の支援、学びの継続を通じ、少年が立ち直ることのできる地域社会の実現を目指します

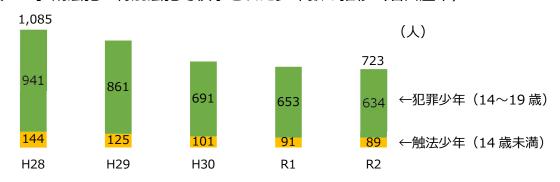
ア現状と課題

刑法犯少年の検挙者数は全国的に減少傾向にありますが、人口比では成人に比べて 高い水準にあり、近年は非行の低年齢化が進んでいるとの統計もあります。

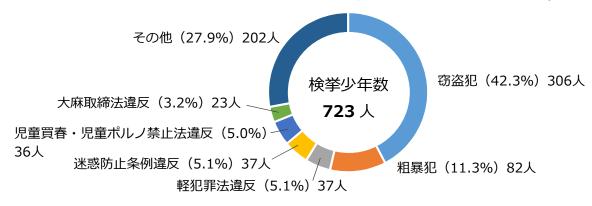
本市における少年の検挙人数は年々減少しており、うち14歳未満の触法少年の占める割合は毎年約10~15%となっています(図表11)。

罪名別では、成人と同様に窃盗犯や粗暴犯の割合が最も高いほか、児童買春・児童 ポルノ禁止法違反の割合が成人よりもやや高くなっています(図表12)。

【図表11】刑法犯・特別法犯で検挙された少年数の推移(名古屋市)



【図表12】刑法犯・特別法犯で検挙された少年の罪名(名古屋市、令和2年)



【いずれも愛知県警提供資料により本市作成】

国においては、いじめ防止や人権教育・啓発などをはじめとする適切な指導等の推進や、子ども・若者育成支援推進法(注)に基づく地域支援ネットワークの強化に加え、矯正施設に入所する少年に対する高校の中退防止のための取組、高校へ進学しない人や高校中退者への就労支援の実施、民間ボランティアの協力による学習支援などを実施してきました。

県警においても、学校や児童相談所との連携強化に加え、県警の少年サポートセンター(コラム8参照)における継続補導(非行等の問題を抱える少年のうち、継続的な支援を必要とする少年に対する相談支援等)の強化などによる立ち直り支援を進めています。

イ 本市の関連施策

非行は、家庭や学校、地域の抱える様々な課題が複雑に絡み合って発生しており、 近年はSNSに起因する非行や犯罪被害等も増加傾向にあります。

少年が悩みや困り事を抱え込んで非行等に走ることを防ぐため、家庭と学校、地域の関係機関が密接に連携して一体的な支援を行うほか、非行等により通学や進学を中断した少年が学びを継続するための取組を進めます。

また、少年院に入院した少年に被虐待経験者の割合が高いなど、非行の背景には子どもの権利侵害があることも少なくありません。なごや子どもの権利条例に基づき、子どもの権利侵害をなくし、子どもが安心して生活できる社会の実現を目指すことが、ひいては少年の非行防止にも資するものと考えられます。

事 業	事業内容	方向性	所管局
01	児童相談所や区役所・支所等におい	継続	子ども青少
非行相談等への	て非行等の相談を受け、関係機関と連		年局
対応	携して支援します。		
02	ニート、ひきこもり等の困難を有す	継続	子ども青少
子ども・若者総	る子ども・若者への支援の中核的な機		年局
合相談センター	関として、子ども・若者がまず駆け込		
における支援	むことができ、あらゆる相談に応じて		
	関係機関の紹介その他必要な情報の		
	提供及び助言を行うとともに、その子		
	ども・若者が自立等に向かうことがで		
	きるよう総合相談機関として寄り添		
	った伴走型支援を行います。		

事業	事業内容	方向性	所管局
03	少年に対し、街頭において注意喚起	継続	子ども青少
少年補導	などの声かけ活動を行うことにより、		年局
	犯罪被害の防止および非行の防止を		
	図ります。		
04	様々な悩みや心配を抱える子ども	継続	教育委員会
なごや子ども応	や保護者を総合的に支援するため、常		事務局
援委員会の運営	勤のスクールカウンセラーやスクー		
	ルソーシャルワーカー、非常勤のスク		
	ールポリスを配置し、教職員と協働し		
	て問題の未然防止、早期発見や個別支		
	援を行います。		
05	いじめや不登校の未然防止や早期	継続	教育委員会
いじめ・不登校	の発見・対応のため、子ども応援委員		事務局
対策の推進	会との連携や各校における各種の事		
	業を通じ、子どもの相談・支援体制の		
	さらなる充実を図ります。		
06	さまざまな悩みを抱える子どもと	継続	子ども青少
家庭訪問型相談	保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を		年局
支援事業	軽減するため、家庭訪問による相談		
	や、適切な関係機関等へ繋ぐ支援を行		
	います。		
07	児童自立支援施設「玉野川学園」等	継続	子ども青少
児童自立支援施	において、不良行為をなし、又はその		年局
設等における自	おそれのある児童等の自立支援や指		
立支援	導等を実施します。		
08	不登校経験者や高校中退者等に対	継続	教育委員会
高等学校教育に	する学び直しの機会の提供等、定時制		事務局
おける幅広い教	教育へのニーズに応じた教育支援を		
育的ニーズへの	充実します。		
対応			

コラム8 少年サポートセンター名古屋における少年支援

愛知県警察は、県内6ヶ所で「少年サポートセンター」を運営しており、少年補導職員等の職員を配置して、少年相談や継続補導、被害少年に対する継続的支援などの業務を行っています。本市を受け持つのは、名古屋市児童福祉センター(昭和区)内の事務室で業務を行う「少年サポートセンター名古屋」になり、そこで勤務する少年補導職員のAさんから詳しくお話を伺いました。

- ○少年補導職員の業務について具体的に教えてください。
- 一家出や家庭内暴力など少年が関わる事案は、通報等があると、まず警察署で対応します。事件性が認められない場合は、指導や補導の措置がとられますが、少年の特性や家庭環境などから継続的な支援が必要と判断した場合、その地区を担当する少年サポートセンターの支援へとつながります。これが継続補導の流れです。非行をした少年が審判不開始や不処分となり、あるいは保護処分を終了した場合で、再非行防止の観点から継続的な支援が必要だと認められる場合も、同様の支援を開始します。また、児童買春など性被害や児童虐待、いじめ等の被害を受けた少年に対しては、再被害防止の観点や被害による精神的なダメージから立ち直りを図るため継続的な支援を行います。
- ○少年とのコミュニケーションをとる上で、心掛けていることはありますか。
- 一番大切なことは、少年の話をしっかり聞いてあげることです。特に、初めて少年と顔を合わせる時には、少年の特性に配慮しながら少年の言葉を傾聴し、少年のとった問題行動ではなく、そこに至った背景や悩みなどを聞き出し、その思いに共感することが大切だと考えています。しかし、これまで様々なケースを担当しましたが、支援が順調に進むものばかりではありませんでした。悩みを一人で抱えず同僚などに相談すること、また長い目で少年を見守っていくことを心掛けています。

支援は面接が中心になりますが、会話だけでなく、様々なツールも使います。言語が苦手な少年や、心を開いてくれない少年には、喜怒哀楽の表情が書かれたプラカードなどを使って感情を読み取ったり、会話の糸口をつくったりしています。また、農作業体験や料理教室等の立ち直り支援にも少年を参加させるなど、様々な活動で支援しています。

- ○支援を通じ、問題行動の背景にはどのようなものがあると感じますか。
- 一家庭環境が、少年の問題行動の一因となっているのではないかと感じることが多くあります。保護者自身に精神疾患や過干渉、放任など問題が認められる場合もありますが、真剣に養育に取り組む姿勢があっても少年とかみ合わず、少年が保護者との関わりをストレスと感じているケースもあります。多くのケースでは、少年面接と並行して保護者への面接も行い、関係性の修復に努めています。特に責任感が強い保護者は、問題を一人で抱え、孤立している状況が見受けられる場合もあります。

保護者面接にも時間をかけ、ゆっくりと話を聞きながら、**子どもは自分の思い通り に動かないこと、子どもを信じ、認めてあげることも大切だということ**を伝え、それが保護者自身の心のゆとりにもつながり、親子関係の修復につながったケースもあります。

- ○特に印象に残っているケースはありますか。
- 一非行傾向の認められる中学生のケースですが、家庭は裕福で、支援当初は、両親の話しぶりから養育態度にも真剣さが伝わってきました。しかし、少年との面接を繰り返していく中で、少年が両親に対して大きな不満を抱え、ストレス過多となり、それが問題行動の一因となっているのではないかと考えるようになりました。両親は少年を過剰に干渉し、少年を全く信用せず、いつも行動を否定していました。少年は、親から心底褒められるという経験に乏しく、心が満たされていない状態だったのです。

両親には、時間をかけ、面接の中で、少年を肯定してあげることや、少年の価値観を認めてあげることの大切さを伝えました。すると、両親の態度にも少しずつ変化が現れ始め、それと同時に、少年にも変化が現れてきたのです。表情が明るくなり、成績も徐々に上がり始めました。親子で同じ時間を過ごすことも増えてきているようです。このケースの支援は長期間に及んでいますが、すべてが順調に進んできたわけではありません。私たち少年補導職員は、支援の中で遭遇する様々な出来事に一喜一憂せず、長期的な視点で少しずつ前に進んでいくことが大切だと改めて考えさせられました。

- ○支援のゴール(目標)についてはどのように考えていますか。
- 一問題行動の背景にある様々な要因を掘り起こし、それを改善して、少年自身の置かれた環境の中でトラブルなくうまく生活できるようにしてあげたい、それを大きな目標としています。一方で、少年自身に目標設定させ、その目標に向かって一緒に取り組んでいくこともあります。何か目標に向かって努力し、達成したときの喜びは何事にも代えがたいものがありますが、支援で関わる少年の多くは、そういった経験があまりありません。私たち少年補導職員は、少年が目標に向かって努力する過程を評価し、成功体験につなげながら、少年自身に自己実現の考え方や重要性を理解してもらいたいと考えています。
- ○ありがとうございました。最後に一言お願いします。
- 一少年サポートセンターでの業務を進めていく上では、関係機関等との連携がとても 重要だと考えています。特に名古屋市は、少年やその家庭に対して、手厚い支援が 行われており、少年サポートセンターでも、既に複数 の機関と並走しているケースがあります。関係者間で

のケース会議の回数も増えてきていますが、今後もさらに緊密に連携していきたいと考えています。

重点課題 5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

【目標】

再犯防止対策の必要性や重要性を理解し、地域全体で立ち直りを応援することのできる地域社会の実現を目指します

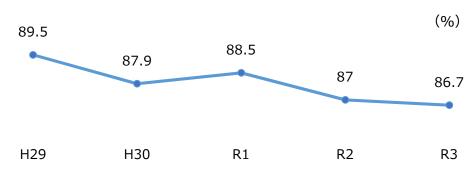
ア 現状と課題

本市域における再犯防止推進施策は、保護司、<u>更生保護女性会(注)</u>、<u>BBS会(注)</u> 等、多くの民間ボランティアによって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体や協力雇用主などの民間協力者による支援活動も行われており、こうした長年の活動によって地域社会における「息の長い」支援が形成されてきました(コラム9参照)。

本市でも、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」への参加・協力のほか、補助金の交付や、区役所等の施設の一部を更生保護サポートセンター(各区に設置されている保護司及び保護司会の活動拠点)として提供するなどの活動支援を行っています。

一方で、今後の犯罪・非行の発生状況の変化や本市を取り巻く社会環境の変化等により、保護司の担い手不足等の課題(図表13)や、更生支援活動の内容やあり方について再検討する必要性などが生じることも考えられます。

【図表13】保護司の定員充足率の推移(名古屋市、各年1月1日現在)



【名古屋保護観察所提供資料により本市作成】

また、犯罪をした人等が立ち直るためには、地域社会における理解や協力が不可欠であることから、広く社会全体が犯罪をした人等の社会参加を受け止め、応援することへの理解や意識を涵養することが重要です。

令和2(2020)年に実施した市民の意識調査では、本市が再犯防止に向けた取組を推進することについて「推進すべきだと思う(「どちらかと言えば思う」を含む)と回答した人の割合は約9割と多数を占めました。

一方、犯罪をした人等の雇用について「積極的に雇用すべきだと思わない (「どちらかと言えば思わない」を含む)」と回答した人の割合は約3割と、過去の国の調査に比

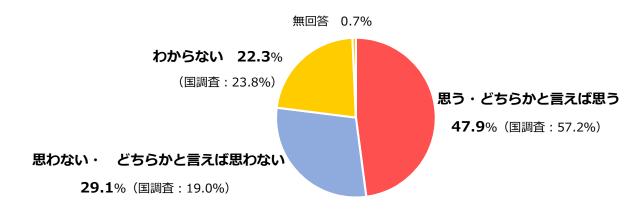
べて約10ポイント高くなっています(図表14)。

また、犯罪をした人への立ち直りへの協力について、「協力したいと思う(「どちらかと言えば思う」を含む)」と回答した人の割合が国の約半数と低く、「わからない」 との回答が国よりも大幅に多い結果となっています(図表15)。

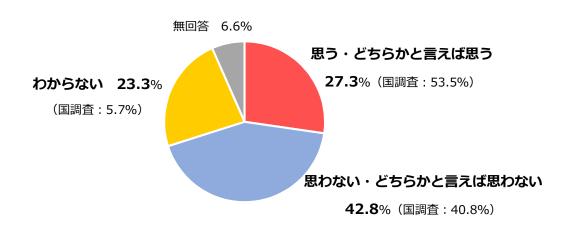
なお、立ち直りへの協力をしたいと思わない理由として多かったものは「自分や家族の身に何か起こらないか不安だから」が54.9%で最も多く、続いて「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が42.5%、「犯罪をした人とかかわりを持ちたくないから」が40.9%、「自分に何ができるのか具体的なイメージがわかないから」が40.4%などとなっています。

こうした結果から、再犯防止の推進が市民にとって必ずしも身近な問題とは言えず、 知識や理解が十分でないために、犯罪をした人等を支援することに漠然とした不安や 警戒感を持っている人が多いことがうかがえます。

【図表14】過去に犯罪をした人を積極的に雇用するべきだと思うか(名古屋市)



【図表15】犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか(名古屋市)



【令和2年11月 市政アンケート結果より抜粋(回答者:満18歳以上の名古屋市民984人)】

イ 本市の関連施策

民間協力者の更生保護活動を促進するため、これまで実施している支援や連携等に加え、本市の実情を踏まえた取組の充実を図るほか、関係者との積極的な情報共有を行い、より一層円滑な支援サービスの提供を図ります。

また、本市域において再犯防止や非行防止に取り組む市民団体等との連携や協働を通じ、当事者の視点に立った支援を行うとともに、官民の連携による効果的な取組等について検討します。

さらに、再犯防止に関する市民の理解促進に向けた広報・啓発活動等を行い、犯罪 や非行からの立ち直りを応援する社会的機運の醸成を図ることで、理解者や協力者を 一人でも増やすことができるよう取り組みます。

事業	事業内容	方向性	所管局
01	必要な支援サービス等を円滑に提	新規	スポーツ市
再犯防止の推進	供するため、庁内外の関係者に対する		民局
に関する情報の	情報発信等を行います。		
発信や広報・啓	また、犯罪や非行からの立ち直りを		
発活動	応援する社会的機運の醸成や、多様な		
	業種の協力雇用主の確保に向け、広く		
	市民や事業者等への広報・啓発活動を		
	行います。		
		₩ €±0	<u> </u>
02	保護司の活動が地域の安心・安全に	新規	スポーツ市
保護司適任者確	果たす役割の大きさに鑑み、市民や職		民局
保への協力	員に対する保護司の活動周知と保護		
	司の募集の呼びかけ等に協力します。 		
03	が が が が が が が が が が が が が が	継続	スポーツ市
	犯罪・非行の防止や保護観察を主と		
補助金交付による出来の活動	した更生保護活動に対して補助金を		民局
る保護司の活動	交付し、保護司の活動を支援します。 		
への支援			
04	犯罪や非行のない安全・安心な地域	継続	スポーツ市
社会を明るくす	社会を築くため、毎年7月に実施され		民局
る運動に関する	る「社会を明るくする運動」の広報・		
取組	啓発等に協力をします。		

コラム9 更生保護を支える方々

更生保護とは、犯罪をした人や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、 その再犯・再非行をなくし、自立・改善更生することを助けることで、社会を保護し、 個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。法務省保護局が所管しており、更生 保護の事務をつかさどる地方支分部局として、地方更生保護委員会(全国8ヶ所)と 保護観察所(全国50ヶ所)が設けられています。

更生保護に関する諸活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げることは困難であり、保護司等の民間ボランティアや民間団体が、それぞれの特性を活かして更生保護活動に積極的に参加しています。

■保護司

保護司法に基づき、犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。民間人としての柔軟性と地域性を活かし、保護観察所と協働して保護観察や生活環境の調整、地方自治体と連携した犯罪予防活動等を行っており、本市では約700人が保護司となっています。

■更生保護女性会

地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人や非行少年の更生支援活動を行う女性のボランティア団体です。更生保護施設や矯正施設での食事づくり等の支援、「社会を明るくする運動」への参加、子育て支援活動など、多様な活動を実施しています。

■BBS会

非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、その自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動(BBS 運動: Big Brothers and Sisters Movement)を行う青年のボランティア団体です。

■更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、法務大臣の認可を受け設立された法人です。 更生保護法人には、更生保護施設を設置して宿泊所や食事を提供したり、就職指導や 社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、犯罪をした人等の円滑な社会復帰 を支援している法人があります。

■協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする事業主で、令和3(2021)年時点における愛知県内の協力雇用主数は約1,100社となっています。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の進捗管理・評価は、副市長をトップとする「名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)」及び、外部有識者・関係者等で構成する「名古屋市再犯防止推進会議(以下「推進会議」という。)」により行います。

推進会議の構成員から聴取した意見等の内容を踏まえ、連絡会議において庁内の関係部局間の協議・調整を行うこととしています。

2 評価指標

計画の推進状況を把握するため、下記のとおり評価指標と目標値を設定します。

	指標	現状値	目標値	出典	
市」	市民の再犯防止への意識				
	犯罪をした人の立ち直りに協力し たいと思う人の割合	27.3% (R2 年度)	36% (R9 年度)		
	過去に犯罪をした人を積極的に雇 用すべきだと思う人の割合	47.9% (R2 年度)	58% (R9 年度)		
検察庁等から依頼を受けた支援対象者 が、支援開始半年後にコーディネート 機関等とつながっている割合(注1)		67.1% (R2 年度)	90% (R9 年度)	モデル事業 (参考値)	
1	内刑法犯・特別法犯再犯者数 主2)	3,660 人 (R2 年)	2,928 人 (R9 年)	愛知県警察 統計	

- 注1 新たに実施する事業はモデル事業と運用が一部異なるため、現状値は参考値とします。
 - 2 市内警察署が取り扱ったもので、尾張旭市を含みます。

【目標設定にあたっての考え方】

- ○市民の再犯防止への意識については、令和2年度の市政アンケートの結果を基準とし、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合については30%、過去に犯罪をした人を積極的に雇用すべきだと思う人の割合については20%増加することを目標とします。
- ○検察庁等から依頼を受けた支援対象者が、支援開始半年後にコーディネート機関等 とつながっている割合については、対象者の孤立を防止する観点から、支援開始後

半年時点において、コーディネート機関又はその他の支援者による見守り等がなされている状態である人の割合を90%とすることを目標とします。

○市内刑法犯・特別法犯再犯者数については、着実に犯罪のない安心・安全な地域社会を目指していく観点から、20%減少することを目標とします。

3 進捗管理及び評価の考え方

本計画では、計画の目的の実現及び重点課題ごとに設定した目標の達成に向けて、本市として推進すべき事業等を掲げています。

進捗管理にあたっては、上記評価指標の状況を適時に把握するとともに、掲載事業についても毎年度実施状況を把握し、その結果を毎年度推進会議に報告します。推進会議等において、課題事項や今後の方向性等に関する意見を聴取することにより評価を行い、その結果を連絡会議に報告し、関連施策に反映するよう努めます。

また、計画策定から3年経過時点における中間評価を行い、必要な見直しを行うと ともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、 次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。

名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議

- ○支援者会議等で把握した課題整理
 - ○計画の進捗状況の把握
 - ○関係部局間の協議・調整
 - ○関連施策への反映検討



名古屋市再犯防止推進会議

○有識者・関係者の意見聴取



<中間年度>

- ・毎年度の状況を踏まえた中間評価
- ・必要に応じた見直し

<最終年度>

- ・期間全体を通じた進捗状況の評価
- ・次期計画への反映

資料集

- ·名古屋市再犯防止推進会議開催要綱
- ·名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議設置要綱
- 用語解説

名古屋市再犯防止推進会議開催要綱

(目的)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するに当たり、広く有識者及び関係者から意見を聴取するため、名古屋市再犯防止推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(構成)

- 第 2 条 推進会議の構成員は、次に掲げる者のうちからスポーツ市民局長が指名する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 司法関係者
 - (3) 社会福祉関係者
 - (4) 行政関係者
 - (5) その他スポーツ市民局長が特に必要と認める者
 - 2 スポーツ市民局長は、必要があると認める場合は、構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(座長)

- 第3条 推進会議に座長を置き、構成員の互選により決定する。
 - 2 座長は、推進会議の議事を進行する。

(会議の公開)

- 第4条 推進会議は、原則として公開する。ただし、公開に支障があるとスポーツ市 民局長が判断するときは、非公開とすることができる。
 - 2 推進会議の傍聴に係る手続き及び傍聴する者が遵守すべき事項については、別に定めるものとする。

(謝金)

- 第 5 条 構成員には、推進会議の出席に係る謝金を支払う。その額は、出席1回につき 12,600 円とする。ただし、行政機関の職員である構成員については、当該謝金を支給しない。
 - 2 構成員以外の者が、第2条第2項の規定により推進会議に出席した場合には、前項の規定を準用する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課において処理 する。 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、スポーツ市民局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市再犯防止にかかる有識者懇談会開催要綱(平成30年8月17日付決裁) は廃止する。

(参考) 名古屋市再犯防止推進会議構成員(令和3年4月1日時点)

(敬称略)

氏 名	所属機関名・役職
湯原 悦子	日本福祉大学社会福祉学部教授
夫馬 重治	名古屋市保護区保護司会連絡協議会長
矢神 史子	名古屋市更生保護女性連盟会長
上原 浩	更生保護法人愛知自啓会施設長
井坂 巧	特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構事業所長
柴 真也	特定非営利活動法人名古屋ダルク理事長
木下 靖治	名古屋市民生委員児童委員連盟理事長
粕田 陽子	愛知県弁護士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
石上 里美	愛知県精神保健福祉士協会
佐藤 良喜	名古屋市社会福祉協議会副会長
岡部 昭子	愛知県地域生活定着支援センター長
武藤 京子	名古屋地方検察庁刑事政策推進室長
井坂 朱実	名古屋保護観察所統括保護観察官
浅野 百々子	名古屋少年鑑別所地域非行防止調整官
中島 啓之	名古屋刑務所分類審議室首席矯正処遇官
中山 小百合	名古屋矯正管区更生支援企画課長
松井 生次	名古屋中公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官
長谷 昭次	愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター所長

名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するため、名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の協議及び調整に関すること
 - (2) その他再犯の防止等に関すること

(構成)

- 第3条 連絡会議に座長、副座長及び委員を置く。
- 2 座長は、スポーツ市民局主管副市長とし、副座長はスポーツ市民局長とする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 連絡会議は、必要の都度座長がこれを招集し、座長は会議を主宰する。
- 2 座長が必要と認めるときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 連絡会議に、連絡会議の協議事項の整理等を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要の都度幹事長がこれを招集し、幹事長は会議を主宰する。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第6条 連絡会議に、専門の事項を調査審議するため、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、会長及び委員をもって構成し、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、必要の都度会長がこれを招集し、会長は会議を主宰する。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課において処理 する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営その他必要な事項は座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 3 名古屋市再犯防止推進モデル事業検討会議設置要綱(平成30年8月1日付決裁)は廃止する。

別表第1(連絡会議)

	経済局長
委員	健康福祉局長
	子ども青少年局長
	住宅都市局長
	教育長

別表第2(幹事会)

幹事長	スポーツ市民局市民生活部長
	スポーツ市民局人権施策推進室主幹(同和問題等)
	スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課長
	経済局産業労働部労働企画室長
	健康福祉局総務課長
	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長
	健康福祉局高齢福祉部主幹(包括的支援の推進に係る企画調整)
	健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
幹事	健康福祉局生活福祉部保護課長
	健康福祉局健康部主幹(精神保健・いのちの支援)
	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長
	子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課長
	住宅都市局住宅部住宅企画課長
	住宅都市局住宅部住宅管理課長
	教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長
	教育委員会事務局指導部指導室長

別表第3(作業部会)

会長	スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課長			
	スポーツ市民局人権施策推進室主査(調整)			
	スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課主査 (再犯防止の推進)			
	経済局産業労働部労働企画室労働企画係長			
	健康福祉局総務課企画係長			
	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課地域福祉係長			
	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課主査(包括的支援の推進に係る企			
	画調整)			
	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課主査(いきいき支援センター・介			
	護予防推進)			
委員	健康福祉局障害福祉部障害者支援課推進係長			
	健康福祉局生活福祉部保護課保護係長			
	健康福祉局健康部健康増進課精神保健係長			
	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども施設係長			
	子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課子ども育成係長			
	住宅都市局住宅部住宅企画課主査 (居住支援の促進等)			
	住宅都市局住宅部住宅管理課主査(入居に係る企画調整)			
	教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室主査(企画			
調整)				
	教育委員会事務局指導部指導室主任指導主事			

用語解説

あ行

○ 入口支援

軽微な犯罪をして起訴猶予となり釈放されたり、刑事裁判で執行猶予等となった高齢や障害のある人等に対し、身柄釈放時等に住居確保や生活面、福祉面の支援を行うことをいう。なお、矯正施設を出所する人に対し、住居確保や就労支援、福祉サービスの利用の調整などの社会復帰に向けた支援を行うことを「出口支援」という。

か行

○ 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や刑務所 出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

○ 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する人を収容する刑事施設・少年院を紹介する国の機関。

○ 居住支援法人

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、都道府県知事の指定を受け、賃貸住宅への円滑な入居に係る住宅確保要配慮者への情報提供・相談支援、見守り等の生活支援、セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務等を行うNPO法人などの民間団体。

○ 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所。

○ 刑事司法機関

主に、検察庁、矯正施設、保護観察所のことをいう。

○ 刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更牛保護までの一連の手続。

○ 権利擁護

認知症や障害などで判断能力が不十分な人等、すべての人がひとりの個人として 尊重され、自分らしい生活を実現することをいう。

○ 更生緊急保護

刑事手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や 公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合等に、本人 の申し出に基づき、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速や かな改善更生を図るもの。

○ 更生保護

犯罪をした人や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防 ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会 を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動をいう。

○ 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

○ 更生保護女性会

地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人や非行少年の更生支援活動を行う女性のボランティア団体。

○ 更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法 務大臣の認可を受け設立された法人。

○ 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備に係る基本方針を定め、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークを整備することを目的として、平成22(2010)年に施行。

さ行

○ 再犯者率

検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人の割合をいう。

○ 再犯率

犯罪により検挙された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。再犯率の一つの指標として、刑事施設出所後の一定期間内に新たな罪を犯して刑事施設に再入所する人がどの程度いるかを把握する「2年以内再入率」や「5年以内再入率」がある。

○ 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

○ 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅確

保要配慮者に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要 に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度。

○ 自立準備ホーム

予め保護観察所に登録されたNPO法人等が、それぞれの特長を生かして自立を 促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場 所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

た行

〇 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

○ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設退所予定者等を対象に、円滑に福祉サービス(社会福祉施設への入所等)を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。なお、令和3年度からは高齢又は障害のある被疑者・被告人等を支援する業務が新たに開始された。

は行

○ 非行少年

犯罪少年(14歳以上で罪を犯した少年)、触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称。

○ BBS会

非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、その自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動(BBS運動: Big Brothers and Sisters Movement)を行う青年のボランティア団体。

〇 保護観察

犯罪をした人又は非行少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護 司による指導監督と補導援護を行うもの。

保護司

保護司法に基づき、犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

名古屋市再犯防止推進計画 ~一人ひとりに寄り添う立ち直り支援~

令和4年3月

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課 電話 (052) 972-3124 FAX (052) 972-4823

電子メール a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp